

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 谷口、北本
(電話) 06-6949-6445

令和7年6月3日

吉野大峯ケーブル自動車株式会社の 乗合事業に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 処分対象事業者及び営業所名

吉野大峯ケーブル自動車株式会社
(法人番号 5150001016174)
本社営業所(奈良県吉野郡吉野町丹治207-1)

2. 違反の概要

- 道路運送法第9条第1項違反(運賃料金上限変更認可違反)
- 平成31年3月22日に兼業する索道事業の運賃を360円から450円に変更したことに伴い、ケーブル代行バス(近鉄吉野駅ーケーブル吉野山駅線)の運賃についても、自動的に変更されるものと誤認し、認可を受けずに、令和元年5月7日に360円から450円に変更を行っていたもの。

3. 処分年月日

令和7年6月3日

4. 行政処分の概要

延べ20日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両2両)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	2点
当該事業者が付された累積違反点数	2点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)、近畿電鉄記者クラブ、
奈良県政記者クラブ